

第 22 期第 3 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

目次

議案

- 第1号 遊漁規則変更認可（内共第24号）について（諮問）
諮問文（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
遊漁規則変更新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
遊漁規則変更認可に係る審査一覧・・・・・・・・・・・・・ 3
遊漁規則認可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
答申文（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第2号 令和8年度目標増殖量について
令和8年度目標増殖量について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8
令和8年度目標増殖量（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）
コイヘルペスウイルス病等について・・・・・・・・・・・・ 10
令和8年度の委員会指示・告示（案）・・・・・・・・・・・・ 11

報告事項

- ア 漁業権に係る資源管理状況等の報告について（報告）
報告文（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
漁業権に係る資源管理状況等の報告について・・・・・・・・ 13
資源管理状況等の取組み一覧（令和6事業年度）・・・・・・ 14
遊漁承認証販売枚数（令和6事業年度）・・・・・・・・・・・・ 15
目標増殖量に対する漁場別増殖実績（令和6事業年度）・・・・ 16～19
生産状況の概要（令和6年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- イ 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について（報告）
次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
令和8年度提案項目案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～40
令和8年度提案項目（案）についての意見・・・・・・・・・・・・ 41～52
全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会開催予定（案）53～54



7 生流第 2286 号
令和 7 年 9 月 1 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 24 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者
伊北地区非出資漁業協同組合代表理事組合長 渡部 仁一
- 2 遊漁規則変更の内容
ワカサギ遊漁期間の変更
- 3 添付書類
(1) 遊漁規則変更新旧対照表
(2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

伊北地区非出資漁業協同組合 内共第 24 号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

変 更 (案)	現 行														
<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="268 475 1043 740"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>こい、うぐい</u></td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td><u>わかさぎ</u></td> <td><u>7月1日から12月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則 <u>この規則は県知事の認可の日から施行する。</u></p>	魚種	期間	<u>こい、うぐい</u>	1月1日から12月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	<u>わかさぎ</u>	<u>7月1日から12月31日まで</u>	<p>(遊漁期間)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1193 461 1957 660"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>こい、うぐい、わかさぎ</u></td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	期間	<u>こい、うぐい、わかさぎ</u>	1月1日から12月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
魚種	期間														
<u>こい、うぐい</u>	1月1日から12月31日まで														
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで														
<u>わかさぎ</u>	<u>7月1日から12月31日まで</u>														
魚種	期間														
<u>こい、うぐい、わかさぎ</u>	1月1日から12月31日まで														
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで														

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者	内共第 24 号 伊北地区非出資漁業協同組合	
申請書及び添付書類関係	1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 総代会議事録謄本 5 総代会議案書	
変更内容	第 4 条中、ワカサギ遊漁期間の変更	
変更理由	田子倉湖においてワカサギの個体数減少、全体的な個体の縮小化が見られるため、ワカサギの繁殖保護を目的として、産卵期である 1 月から 6 月末日までを禁漁とし、漁場環境の向上に資する。	
条、第 52 条関係	総会の議決	令和 7 年 6 月 1 日（日）
	正組合員数	129 名
	出席した正組合員数	84 名 （本人出席 16 名、委任状提出者 14 名、書面議決 54 名）
	賛成者数	83 名（議長除く） （本人出席賛成 15 名、委任状賛成 14 名、書面議決賛成 54 名）
	適否	適
係 漁業法第 170 条第 5 項関	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適 （行使規則においても同様の制限を行うため、遊漁を不当に制限するものではない）
	遊漁料の額が適当であることの適否	— （遊漁料の額について変更なし）

遊 漁 規 則 認 可 基 準

1 遊漁を不当に制限しないものであること。

(1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

ア 漁場区域

イ 採捕期間

ウ 全長制限

エ 漁具漁法

オ その他

2 遊漁料の額が妥当なものであること。

(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

ア 一般管理費の経費節減

イ 増殖事業の適正化

ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収

エ 遊漁料完全徴収のための方策

(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。

(3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。

ア 組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。

(4) 一日利用料金が設けられていること。

(5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。

(6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

(7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。

(8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。

2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

1 この基準は、令和2年2月13日から施行する。

(案)

7内水漁管委第 号
令和8年2月 日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会長

遊漁規則変更認可（内共第24号）について（答申）

令和7年9月1日付け7生流第2286号で諮問のありましたこのことについて、
委員会の意見は下記のとおりです。

記

令和8年度目標増殖量について

1 目標増殖量の概要

(1) 漁業権

漁業法に基づく、「漁業権」とは、行政庁の行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。

(2) 内水面における第五種共同漁業権の免許

内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない（漁業法第168条）。

(3) 目標増殖量の決定

「漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適切なものとするよう考慮する（令和4年4月14日4水管第57号水産庁長官「海区漁場計画の作成等について」第4の3（7）の5のイ）。

2 県内合計増殖実績（平成26年度～令和6年度）

漁業権魚種		目標増殖量 (R6)	目標増殖量											6年度 達成率 (%)
魚種名	単位		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
こい	kg	2,635	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	4,514	4,735	3,015	114
ふな	kg	1,996	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,506	2,881	2,941	1,110	2,106	106
あゆ	kg	10,249	12,596	11,370	11,704	12,215	13,189	13,544	11,665	13,817	13,053	8,843	13,131	128
うぐい	尾	154,080	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,535	343,131	382,039	511,760	311,966	216,923	141
産卵場	箇所	12	19	19	19	27	27	30	21	22	22	16	15	125
いわな	尾	308,280	600,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	731,928	675,027	622,273	574,387	505,348	164
やまめ	尾	351,120	634,526	537,910	534,334	624,907	595,592	564,619	699,874	626,440	638,940	532,158	564,219	161
ひめます	尾	19,320	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	110,000	110,000	569
わかさぎ	万粒	11,408	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,590	27,510	32,962	13,380	28,334	24,536	215
うなぎ	kg	69	87	90	104	125	125	125	130	207	163	446	55	80
もくずがに	尾	3,420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,450	42
かわえび	kg	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	158

3 目標増殖量変更の経過

表1 目標増殖量変更の経過

年度	魚種	内容
平成19年度	全魚種	平成16年度の70%
平成22年度	あゆ	平成16年度の50%
平成23年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
平成26年度	あゆ、うぐい	漁業権切替による漁業権対象魚種の追加と削除の対応 水試漁場評価により一部減
平成29,31年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
令和3年度	うぐい	一部産卵場造成から尾数へ振替
令和5年度	こい・ふな いわな・やまめ・ひめます うなぎ・うぐい	漁業権切替による見直し 平成26年度の50% 平成26年度の60% 平成26年度の40%

表2 目標増殖量見直しの経過

年度		H16	H19	H22	H23	H26	H29	H31	R 3	R 5
		漁業権切替の対応	全魚種 H16の70%	あゆ H16の50%	うぐい 増殖方法の振替	漁業権切替の対応	うぐい 増殖方法の振替	うぐい 増殖方法の切替	うぐい 増殖方法の切替	こい・ふな H26の50% いわな・やまめ・ひめます H26の40% うなぎ H26の60%
魚種	数量									
こい	kg	8,520	5,964	→	→	5,474	→	→	→	2,740
ふな	kg	6,360	4,452	→	→	4,172	→	→	→	2,087
あゆ	kg	23,654	16,557	11,827	→	11,277	→	→	→	11,277
うぐい (産卵場)	尾 箇所	729,500 11	484,900 12	→	469,500 16	458,800 21	453,800 24	426,300 34	429,300 31	172,820 12
いわな	尾	693,000	513,000	→	→	513,800	→	→	→	308,280
やまめ	尾	771,000	585,200	→	→	585,200	→	→	→	351,120
ひめます	尾	46,000	32,200	→	→	32,200	→	→	→	19,320
わかさぎ	万粒	13,000	10,640	→	→	10,740	→	→	→	10,740
うなぎ	kg	270	195	→	→	245	→	→	→	98

4 令和8年度目標増殖量の設定に係る事務局方針（案）

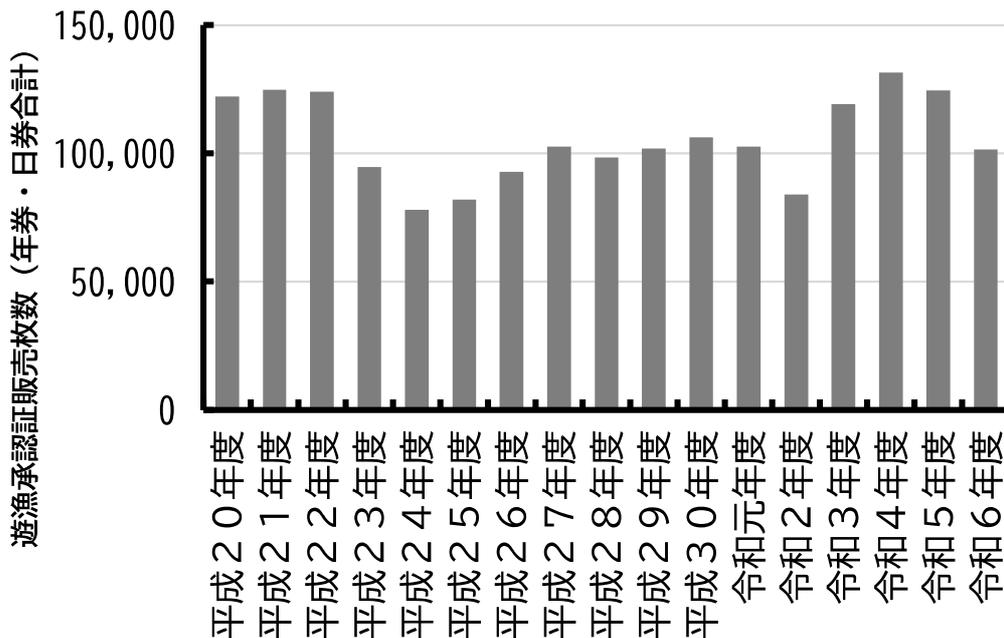
- ・令和5年度の漁業権切替に伴い、あゆ、わかさぎ以外の魚種について、目標増殖量を大幅に減量する見直しを行った。
- ・遊漁承認証の発行枚数は、震災以降落ち込んでいたが、最近では震災前の水準まで回復してきている。
- ・組合員の減少、種苗費の高騰等により、経営状況が厳しい漁業協同組合もあるが、遊漁者を呼び込んでいくためには、増殖により資源を維持していく必要がある。
- ・以上のことから、令和8年度目標増殖量は令和7年度と同様の数量とする。

<参考>

※目標増殖量の設定方法：有効放流量の値を参考に、過去の実績、漁業協同組合の経済的負担能力等を勘案して設定する。

有効放流量：漁場を有効に利用することが期待される種苗の放流量
 （「適地面積」×「魚種ごとの放流基準」により算出）

※遊漁承認証の発行枚数の推移



5 令和8年度目標増殖量（案）

別表のとおり。

コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について

1 コイヘルペスウイルス (Koi herpesvirus、KHV) 病

- (1) 特 徴 KHV病はマゴイとニシキゴイにだけ感染。死亡率が高い。
- (2) 発生地区 平成10年イスラエルで発生。英国、インドネシア等に拡大。
- (3) そ の 他 持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定。
同法に基づくまん延防止措置が求められている。

2 全国及び県内におけるKHV病発生状況

(1) 全国の発生状況

平成15年に96件発生し、平成16年には910件と大幅に増加した。平成17年以降は減少傾向を示し、平成21年以降は100件を下回り、令和6年は23件(図1)だった。(農林水産省調べ)

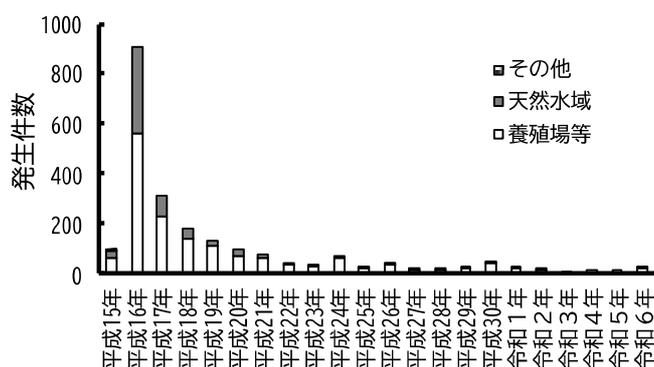


図1 全国のKHV病発生状況

(2) 県内の発生状況

平成16年に5件発生し、平成17年には18件と大幅に増加した。平成21年以降は発生がなかったが、平成30年に1件、令和6年に1件発生した(図2)。令和7年に発生はなかった。

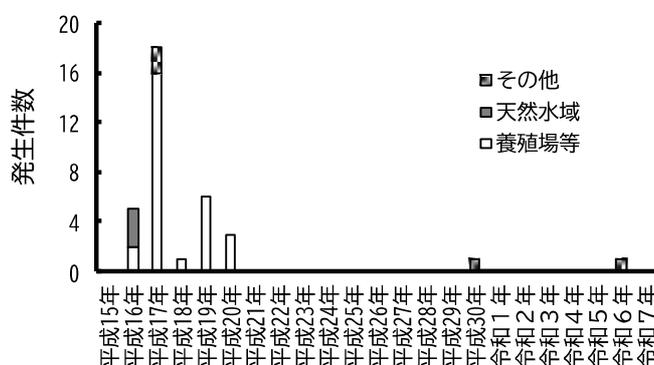


図2 県内のKHV病発生状況

3 コイの内水面養殖業収穫量

福島県のコイ養殖業収穫量は、平成20年以降1,000トン前後で推移していたが、令和6年は580トンであった。全国の収穫量で見ると、福島県は、茨城県に次いで全国2位だった(図3)。

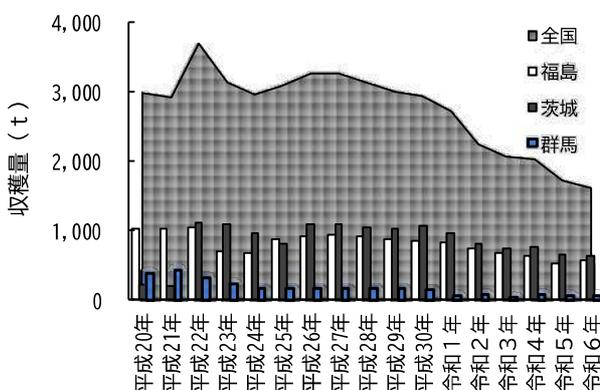


図3 コイの収穫量

4 既発生水域について

国のコイヘルペスウイルス病防疫指針(以下、「指針」)において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付けており、県内では阿武隈川水系が該当する。指針において、河川・湖沼の既発生水域を解除する要件は示されていない。

令和8年度の委員会指示・告示（案）

福島県内水面漁場管理委員会指示第 号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第一百七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号

コイの持ち出し等について指示する件（令和八年福島県内水面漁場管理委員会指示第号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和八年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流



7 生流第 3874 号
令和 8 年 1 月 20 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事
(公印省略)

漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者から報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

(事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379)

漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和 8 年 1 月 20 日
福島県農林水産部水産課

1 概要

漁業権を有する者（以下、漁業権者）は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）第 28 条第 1 項に基づき、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされている。

知事が受けた報告事項について漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき内水面漁場管理委員会に報告を行うもの。

2 根拠規定

漁業法第 90 条第 2 項、漁業法施行規則第 28 条第 3 項

3 報告方法

(1) 照会

ア 内水面共同漁業権

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（照会）（令和 7 年 10 月 6 日付け 7 生流第 2719 号）」

イ 内水面区画漁業権

「漁業権に係る生産状況等の報告について（照会）（令和 7 年 10 月 6 日付け 7 生流第 2723 号）」

(2) 報告方法：漁業法第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則第 28 条第 2 項に定める事項について書面により報告

(3) 対象期間：内水面共同漁業権（令和 6 事業年度）、内水面区画漁業権（令和 6 年）

4 報告結果

別紙 1～4 のとおり。

- ・別紙 1 資源管理状況等の取組み一覧（令和 6 事業年度）
- ・別紙 2 遊漁承認証発行枚数（令和 6 事業年度）
- ・別紙 3 目標増殖量に対する漁場別増殖実績（令和 6 事業年度）
- ・別紙 4 生産状況の概要（令和 6 年）

資源管理状況等の取組み一覧（令和6事業年度）

基本情報		行使の状況			取組み状況		
免許番号	漁業協同組合	組合員数 ※1	福島第一原子力発電所の事 故の影響により行使なし	行使あり	目標増殖量 達成状況※4	目標増殖量 備考※5	主な取組み ※6
内共第1号	真野川	105	○		○		②
内共第2号	新田川・太田川		○		△	I	③⑥
内共第3号	新田川・太田川	266	○		△	I	③⑥
内共第4号	室原川高瀬川 泉田川	602 ※2	○ ○		△	I	②③⑤⑥⑦⑧
内共第5号	熊川	49	○		△	I	③⑤⑥⑦⑧
内共第6号	富岡川	53	○		○		②③⑥⑦⑧
内共第7号	木戸川		○		×	I	②③⑥⑦⑧
内共第8号	木戸川	176		※3	△	I	②③⑥⑦⑧
内共第9号	夏井川	568		○	△	II	②③④
内共第10号	鮫川	538		○	○		①②③⑦⑧
内共第11号	阿武隈川	4,629		※3	△	II	⑥
内共第12号	久慈川第一	1,131		○	○		①②③⑧
内共第13号	猪苗代・秋元非出資			○	○		①②⑦⑧
内共第14号	猪苗代・秋元非出資	316		○	○		②
内共第15号	檜原			○	○		①②⑤⑦⑧
内共第16号	檜原	105		○	○		①②⑤⑦⑧
内共第17号	西会津地区非出資	255		○	△	II	②③④⑦⑧
内共第18号	阿賀川非出資	438		○	○		②③⑦⑧
内共第19号	会津非出資	584		○	△	II	①③④⑦⑧
内共第20号	南会津西部非出資	558		○	△	II	①②③
内共第21号	只見川	285		○	○		①②③⑦⑧
内共第22号	沼沢	43		○	○		①②③⑧
内共第23号	野尻川非出資	155		○	○		③
内共第24号	伊北地区非出資	135		○	○		①②③④⑦⑧
内共第25号	南会津西部非出資	405		○	△	II	①②③⑦⑧
内共第26号	檜枝岐村	139		○	○		②③
内共第27号	伊北地区非出資 檜枝岐村 魚沼	139 139 1,962		- ○ ○	○ ○ ○		④ ②③④
内共第28号	檜枝岐村 利根	139 1,179		○ -	○ ○		① ①

※1 事業年度の前期末の組合員数

※2 泉田川漁協は、室原高瀬川漁協と組合員が重複しており、またサケの増殖事業のみを実施している

※3 東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、令和6事業年度において出荷制限の指示等により漁場の利用に制限

※4 ○全ての漁業権魚種で目標増殖量を達成、△一部の漁業権魚種で目標増殖量を達成、×未達成

※5 目標増殖量が未達成だった主な要因

I 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響

II 種苗確保及び増殖行為の困難（親魚の不漁、豪雨災害の影響等）

※6 資源管理状況等の報告結果に基づく取組み一欄

①資源維持に係る活動（産卵場造成等）、②漁場環境の整備（清掃・監視等）、③有害鳥獣対策、④外来魚駆除

⑤魚類調査、⑥放射能影響調査、⑦アウトリーチ活動、⑧地域参画

遊漁承認証販売枚数（令和6事業年度）

別紙2

免許番号	漁業協同組合	合計			備考	
		枚	枚	枚	枚	枚
			年券 (うちアユ)	日券 (うちアユ)		
内共第1号	真野川	0	0	共通	0	共通
内共第2号	新田川・太田川	0	0	共通	0	共通
内共第3号	室原川・高瀬川	0	0	共通	0	共通
内共第4号	熊川	0	0	共通	0	共通
内共第5号	富岡川	0	0	共通	0	共通
内共第6号	木戸川	0	0	共通	0	共通
内共第7号	木戸川	528	284	共通	244	共通
内共第8号	木戸川(共通券)	0	0	0	0	-
内共第9号	夏井川	553	392	共通	161	共通
内共第10号	鮫川	1,595	616	共通	979	共通
内共第11号	阿武隈川	937	616	74	321	59
内共第12号	久慈川第一	948	226	共通	722	260
内共第13号	猪苗代・秋元	3,245	370	-	2,875	-
内共第14号	猪苗代・秋元	4,472	37	-	4,435	-
内共第15号	檜原	464	5	-	459	-
内共第16号	檜原	71,575	830	-	70,745	-
内共第17号	西会津地区	291	88	-	203	-
内共第18号	阿賀川	1,006	143	-	863	-
内共第19号	会津	810	105	24	705	67
内共第20号	南会東部	3,281	758	41	2,523	513
内共第21号	只見川	184	73	-	111	-
内共第22号	沼沢	0	0	-	0	-
内共第23号	野尻川	522	137	46	385	211
内共第24号	伊北地区	787	202	-	585	-
内共第25号	南会津西部	7,166	1,262	482	5,904	1,825
内共第26号	檜枝岐村	2,866	525	-	2,341	-
内共第27号	檜枝岐村	363	97	-	266	-
内共第28号	檜枝岐村	0	0	-	0	-
内共第27号	魚沼	11,682	1,781	-	9,901	-
内共第28号	利根	0	0	-	0	-
福島県内漁業権者合計		101,593	6,766	667	94,827	2,935
漁業権者合計		113,275	8,547	667	104,728	2,935

遊漁未再開

年券：中学生3枚、高齢者・障害者等5枚含む

年券：高齢者・障害者等含む

(うちアユ)：鮎有り共通

年券：中学生10枚含む

日券：高齢者・障害者等9枚含む

年券：小学生等1枚含む

年券：高齢者・障害者等6枚含む

日券：高齢者・障害者等3枚含む

年券：高齢者・障害者等12枚含む

年券：小学生等9枚含む

年券：中学生3枚含む

日券：中学生2枚含む

年券：高齢者・障害者等6枚含む

日券：高齢者・障害者等7枚含む

年券：高齢者・障害者等2枚含む

年券：小学生以下10枚、女性・障害者等68枚含む

日券：中学生1枚、女性・障害者等315枚含む

年券：高齢者・障害者等17枚含む

日券：高齢者・障害者等17枚含む

年券：高齢者・障害者等2枚含む

日券：高齢者・障害者等1枚含む

自然公園法に定める特別保護地区のため採捕自粛

新潟県内共第13号、同県内共第14号含む

自然公園法に定める特別保護地区のため採捕自粛

令和6年度 目標増殖量に対する漁場別増殖実績

別紙3

漁業権免許者	漁業権魚種		R6年度 目標増殖量	実績		6年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R5年度 (参考)	R6年度	
内共1 真野川 真野川漁協	こい	kg	21	42	21	100
	ふな	kg	21	42	21	100
	あゆ	kg	126	130	126	100
	うぐい	尾	560	1,400	667	119
	いwana	尾	1,680	2,800	1,680	100
	やまめ	尾	6,300	10,500	6,300	100
	わかさぎ	万粒	100	100	100	100
	うなぎ	kg	3	7	3	100
	もくずがに	尾	1,450	—	1,450	100
内共2 新田川 新田川・太田川 漁協	こい	kg	53	0	0	0
	ふな	kg	7	0	0	0
	あゆ	kg	180	0	180	100
	うぐい	尾	1,120	0	0	0
	いwana	尾	630	0	0	0
	やまめ	尾	8,400	0	0	0
	うなぎ	kg	4	0	0	0
内共3 太田川 新田川・太田川 漁協	こい	kg	18	0	0	0
	ふな	kg	7	0	0	0
	あゆ	kg	35	0	35	100
	うぐい	尾	560	0	0	0
	いwana	尾	630	0	0	0
	やまめ	尾	3,360	0	0	0
	わかさぎ	万粒	5	0	0	0
	うなぎ	kg	1	0	0	0
内共4 請戸川 室原川・高瀬川 漁協 泉田川漁協	こい	kg	28	60	60	214
	ふな	kg	28	0	120	429
	あゆ	kg	550	550	550	100
	うぐい	尾	1,400	5,000	5,000	357
	いwana	尾	4,620	10,000	10,000	216
	やまめ	尾	42,000	80,000	80,000	190
	わかさぎ	万粒	70	100	100	143
	うなぎ	kg	8	30	30	375
	もくずがに	尾	1,970	—	0	0
	かわえび	kg	19	—	30	158
内共5 熊川 熊川漁協	あゆ	kg	120	50	120	100
	うぐい	尾	280	333	3,333	1190
	やまめ	尾	5,040	0	0	0
内共6 富岡川 富岡川漁協	あゆ	kg	75	75	75	100
	うぐい	尾	1,820	2,666	2,000	110
	いwana	尾	1,260	2,100	1,260	100
	やまめ	尾	2,100	3,500	2,100	100
	うなぎ	kg	2	—	2	100
内共7 井出川 木戸川漁協	あゆ	kg	45	0	0	0
	いwana	尾	3,360	0	0	0
	やまめ	尾	3,360	0	0	0
内共8 木戸川 木戸川漁協	こい	kg	14	0	0	0
	あゆ	kg	250	250	500	200
	うぐい	尾	280	0	0	0
	いwana	尾	12,600	0	0	0
	やまめ	尾	14,700	0	0	0
うなぎ	kg	6	0	0	0	

漁業権免許者	漁業権魚種		R6年度 目標増殖量	実績		6年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R5年度 (参考)	R6年度	
内共9 夏井川 夏井川漁協	こい	kg	70	10	10	14
	ふな	kg	105	60	60	57
	あゆ	kg	250	100	550	220
	うぐい	尾	8,400	21,000	21,000	250
	いwana	尾	2,100	3,500	4,009	191
	やまめ	尾	33,600	21,000	33,600	100
	うなぎ	kg	3	7	6	200
内共10 鮫川 鮫川漁協	こい	kg	46	91	46	100
	ふな	kg	46	91	46	100
	あゆ	kg	900	439	1,500	167
	うぐい	尾	3,640	14,500	14,600	401
	いwana	尾	4,200	4,200	7,000	167
	やまめ	尾	16,800	45,000	45,000	268
	うなぎ	kg	8	8	8	100
内共11 阿武隈川 阿武隈川漁協	こい	kg	1,400	2,320	1,260	90
	ふな	kg	525	609	595	113
	あゆ	kg	1,200	1,310	1,200	100
	うぐい	尾	56,000	56,000	0	0
	いwana	尾	23,520	30,050	20,700	88
	やまめ	尾	39,900	53,100	36,950	93
	わかさぎ	万粒	303	0	0	0
内共12 久慈川 久慈川第一漁協	こい	kg	25	25	50	200
	あゆ	kg	674	750	1,414	210
	うぐい	尾	980	5,300	8,400	857
	産卵場	箇所	2	2	2	100
	やまめ	尾	25,200	39,300	69,400	275
	うなぎ	kg	3	—	3	100
	内共13 猪苗代湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	こい	kg	32	32	32
ふな		kg	525	0	530	101
うぐい		尾	37,410	40,000	40,000	107
産卵場		箇所	1	2	2	200
いwana		尾	10,500	17,000	17,000	162
やまめ		尾	4,200	10,000	10,000	238
わかさぎ		万粒	1,200	—	2,000	167
内共14 秋元湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	こい	kg	18	18	18	100
	ふな	kg	18	0	20	111
	うぐい	尾	2,800	2,900	2,800	100
	いwana	尾	13,440	22,000	22,000	164
	やまめ	尾	9,240	15,000	15,000	162
	わかさぎ	万粒	1,470	3,030	3,000	204
内共15 小野川湖 檜原漁協	こい	kg	14	28	14	100
	ふな	kg	14	28	14	100
	いwana	尾	5,040	8,040	5,040	100
	やまめ	尾	3,360	3,360	3,360	100
	わかさぎ	万粒	700	728	1,000	143

漁業権免許者	漁業権魚種		R6年度 目標増殖量	実績		6年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R5年度 (参考)	R6年度	
内共16 檜原湖 檜原漁協	こい	kg	105	210	105	100
	ふな	kg	105	210	105	100
	いwana	尾	22,260	22,260	22,260	100
	やまめ	尾	13,440	13,440	13,440	100
	わかさぎ	万粒	5,390	22,746	16,796	312
内共17 阿賀川 西会津地区非 出資漁協	こい	kg	175	175	175	100
	ふな	kg	175	0	175	100
	うぐい	尾	2,240	2,333	2,940	131
	いwana	尾	8,820	8,820	5,820	66
	やまめ	尾	5,460	5,460	5,460	100
内共18 阿賀川・日橋川 阿賀川非出資 漁協	こい	kg	350	1,136	856	245
	ふな	kg	350	0	350	100
	うぐい	尾	14,000	55,667	34,667	248
	いwana	尾	16,800	37,028	24,590	146
	やまめ	尾	8,400	19,192	23,296	277
内共19 大川 会津非出資漁 協	あゆ	kg	1,189	860	1,620	136
	うぐい	尾	1,420	1,420	1,420	100
	産卵場	箇所	2	2	2	100
	いwana	尾	21,000	4,000	4,000	19
	やまめ	尾	12,600	8,750	8,750	69
	わかさぎ	万粒	70	100	0	0
	うなぎ	kg	3	3	3	100
内共20 大川 南会東部非出 資漁協	あゆ	kg	855	400	1,560	182
	うぐい	尾	1,600	1,600	1,600	100
	産卵場	箇所	2	2	2	100
	いwana	尾	21,420	40,309	25,278	118
	やまめ	尾	15,540	22,722	18,333	118
	わかさぎ	万粒	700	200	0	0
内共21 只見川 只見川漁協	こい	kg	91	273	163	179
	うぐい	尾	2,620	4,000	3,162	121
	いwana	尾	10,080	31,000	18,380	182
	やまめ	尾	6,300	11,124	11,400	181
内共22 沼沢湖 沼沢漁 協	ひめます	尾	19,320	110,000	110,000	569

漁業権免許者	漁業権魚種		R6年度 目標増殖量	実績		6年度 達成率(%)
	魚種名	単位		R5年度 (参考)	R6年度	
内共23 野尻川 野尻川非出資 漁協	あゆ	kg	300	300	600	200
	うぐい	尾	1,680	1,680	2,000	119
	いwana	尾	6,720	6,720	14,720	219
	やまめ	尾	6,720	11,200	20,160	300
内共24 只見川 伊北地区非出 資漁協	こい	kg	70	100	100	143
	うぐい	尾	1,350	4,000	6,667	494
	産卵場	箇所	1	3	3	300
	いwana	尾	14,700	15,000	14,700	100
	やまめ	尾	20,160	22,000	20,160	100
	わかさぎ	万粒	1,260	1,260	1,260	100
内共25 伊南川 南会津西部 非出資漁協	あゆ	kg	3,500	2,580	3,101	89
	うぐい	尾	10,560	11,667	50,000	473
	産卵場	箇所	4	4	4	100
	いwana	尾	67,200	137,000	96,000	143
	やまめ	尾	25,200	33,200	37,200	148
内共26 檜枝岐川 只見 川 檜枝岐村漁協	いwana	尾	18,900	100,000	108,000	571
	やまめ	尾	4,200	30,000	30,000	714
内共27 大鳥湖・奥只見 湖・只見川 檜枝岐村、伊北 地区非出資、魚 沼漁協	こい	kg	105	105	105	100
	ふな	kg	70	70	70	100
	うぐい	尾	3,360	35,000	16,667	496
	いwana	尾	14,280	68,290	78,641	551
	やまめ	尾	14,280	65,000	65,000	455
	わかさぎ	万粒	140	0	280	200
内共28 尾瀬沼 沼尻川 檜枝岐村漁協 利根川漁協	いwana ※1	尾	2,520	4,270	4,270	169
	やまめ ※1	尾	1,260	9,310	9,310	739
合 計	こい	kg	2,635	4,625	3,015	114
	ふな	kg	1,996	1,110	2,106	106
	あゆ	kg	10,249	7,794	13,131	128
	うぐい	尾	154,080	266,466	216,923	141
	産卵場	箇所	12	15	15	125
	いwana	尾	308,280	574,387	505,348	164
	やまめ	尾	351,120	532,158	564,219	161
	ひめます	尾	19,320	110,000	110,000	569
	わかさぎ	万粒	11,408	28,264	24,536	215
	うなぎ ※2	kg	69	411	55	80
	もくずがに ※2	尾	3,420	—	1,450	42
	かわえび	kg	19	—	30	158

※1 H20より産卵場造成(尾数に換算し表記)

※2 目標増殖量達成率が低い主な理由
うなぎ、もくずがに:種苗不足のため

生産状況の概要（令和6年）

免許番号	漁場の区域	漁業の名称	取上数量 (kg)
内区第1号	大池	こい養殖業	30,000
内区第3号	五百淵池	こい養殖業	0 ※2,3
内区第4号	酒蓋池	こい養殖業	0 ※2,3
内区第5号	美女池	こい養殖業	13,000
内区第6号	鎌倉池	こい養殖業	0 ※2,3
内区第7号	新池	こい養殖業	0 ※2,3
内区第8号	荒池	こい養殖業	13,000
内区第9号	万海池	こい・うぐい養殖業	0 ※2,3
内区第10号	葉ノ木池	こい養殖業	30,000 ※2
内区第11号	新高野池	こい養殖業	9,000 ※2
内区第12号	高野池	こい養殖業	0 ※2,3
内区第13号	かつぎ下ため池	こい養殖業	2,900
内区第14号	新池	こい養殖業	15,000 ※2
内区第15号	七ツ池	こい養殖業	0 ※3
内区第16号	釜の前池	こい養殖業	30,000 ※2
内区第17号	北沢ため池	こい養殖業	100,000
内区第18号	山田池	こい養殖業	20,000
内区第19号	堂尻ため池	こい養殖業	20,000
内区第20号	本沢池	こい養殖業	15,000
内区第21号	上の池	こい養殖業	20,000
内区第22号	笹平池	こい養殖業	0 ※3
内区第23号	真米池	こい養殖業	13,000
内区第24号	北の内池	こい養殖業	2,000
内区第25号	七つ池	こい養殖業	50,000 ※1
内区第26号	松房池	こい養殖業	0 ※3
内区第27号	牡丹池	こい養殖業	4,000
内区第28号	赤坂ため池	こい養殖業	150,000
合計			536,900

※1 令和6年1月1日の漁業権免許において、新たに追加された漁場

※2 令和6年1月1日の漁業権免許において、新規漁業権者に免許

※3 一時的に休止中（生産の都合等）

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会

日時：令和7年10月28日（火）

14：30～17：00

場所：京成ホテルミラマーレ6F「ローズルーム」

（千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号）

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
 - (1) 幹事県挨拶
千葉県内水面漁場管理委員会 会長 立岡 大助
 - (2) 来賓挨拶
水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 鵜澤 麗 様
千葉県農林水産部水産局長 石黒 宏昭 様
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議事
 - (1) 令和8年度提案項目（案）について
 - ア 第1回漁場管理対策検討会結果について
 - イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について
 - ウ 提案項目（案）の検討及び追加提項目について
 - (2) ブロック内照会・協議事項について
 - (3) 次回東日本ブロック協議会幹事県について
 - (4) その他
- 6 研修
 - (1) 「オオクチバス等に係る防除の指針の改定について」他
水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 鵜澤 麗 様
 - (2) アユと溪流魚の費用対効果の高い増殖方法および都道府県の増殖指針の先進事例
水産研究・教育機構水産技術研究所 研究員 中村 智幸 様
- 7 閉会

(1) 令和8年度提案項目（案）について

ア 第1回漁場管理対策検討会結果について

令和 8 年度 提案 項目 案

提案書(前書き)

R7年度提案書	(R6年度提案書)	R8年度提案素案(8/29時点)
<p><u>内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要です。</u></p> <p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年5月30日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p><u>この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。</u></p> <p>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。</p>	<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別のご検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。</p>	<p>年度の時点修正</p> <p>内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要です。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和8年●月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。</p> <p>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。</p>

I 外来魚対策について

R7年度提案書	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。 また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、令和5年度においても共同漁業権911件中453件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらす新たな外来生物(特定外来生物に指定されていない外来生物)の侵入も報告されています。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p> <p>【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。 また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、令和6年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらす新たな外来生物(特定外来生物に指定されていない外来生物)の侵入も報告されています。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>1 【重点】 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。</p> <p>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。</p> <p>加えて、ミシシッピアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラウントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。</p>	<p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、内水面資源被害対策事業により、平成24年度から国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を実施する内水面漁業者等が参照をしやすいように取りまとめた、4冊のマニュアルを作成して、配布・周知しています。</p> <p>これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページで公開しており、これらのマニュアルも活用して、外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しています。</p> <p>また、今後の拡大が懸念される種や条件付き特定外来生物については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>産業管理外来種については、水産分野における産業管理外来種の管理方針を踏まえ、関係者により利用・管理されていると認識しており、本委員会において、移植の禁止等、措置が行われていると承知しております。</p> <p>特定外来生物と産業管理外来種に関する情報は、水産庁、環境省のそれぞれのホームページにて発信しており、これらの被害軽減対策等については、引き続きホームページ等で普及啓発に力を入れてまいります。</p> <p>今後とも、被害対策の継続的な支援ができるよう、必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【国交省】 外来魚の生息状況について、河川管理者として、「河川水辺の国勢調査」というものを行っており、これを通じて外来魚の生息状況の把握に努めています。</p> <p>また、市町村や都道府県の環境部局等と連携し、特定外来生物等への対応に努めています。今後とも、関係者と連携しながら、対策に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境省】 外来種による被害状況について、環境省においては主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、令和5年度にはオオクチバス、コクチバス、ブルーギルに関する生態系に係る被害の状況等について、都道府県からも情報収集を行いました。</p> <p>効果的な駆除技術の開発等については、環境省では、多様な主体によりオオクチバスの効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成し、平成26年に改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。また、平成17年に作成した「オオクチバス等に係る防除の指針」について、外来生物法の改正等の動向や防除手法に係る最新の知見等を踏まえて今年4月に改訂しました。</p> <p>次に、予算の確保について、環境省では、生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として地方公共団体が実施する特定外来生物の防除事業等に対して、特定外来生物防除等対策事業により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>今後、生息域の拡大が懸念されるコウライオヤニラミについては、現在、特定外来生物の指定に向けた検討を進めています。また、昨年の環境省調査で新たに利根川水系における生息が確認されたところであり、関係機関と連携しながら引き続き対策を行う予定です。</p> <p>ミシシッピアカミミガメ等の条件付き特定外来生物について、防除の手引きや防除マニュアルを作成し技術的な支援を行っています。レイクトラウトやブラウントラウトなどの産業管理外来種の利用にあたっては、種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけており、引き続き普及に努めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。</p> <p>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。</p> <p>加えて、ミシシッピアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラウントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>2 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的な措置を強力に推し進めること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。</p>	<p>密放流行為を防止するなどの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】 特定外来生物法においては、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して、当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じています。特に、今年4月に環境省と連名で「オオクチバスに係る防除の指針」の改訂を行い、水産庁のホームページで公開しています。 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし、一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。 今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】 環境省においては、違法放流防止を目的として、現在、環境省が防除を実施している湖沼において監視カメラや注意看板の設置や違法放流防止に係る普及啓発を行っているところです。 こうした取組に加え、外来生物問題に関する一般の理解の向上や取締りに対する警察の協体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的と考えており、引き続き地方公共団体や民間団体等と連携して普及啓発に努めてまいります。 漁業関係者において特定外来生物の密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的な措置を強力に推し進めること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。</p>
<p>3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来生物等の駆除及び発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</p>	<p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。</p>	<p>【農水省】 漁業権が設定されていないダム等においても、適切な外来魚駆除等が実施されるよう、引き続き、外来魚の防除対策をとりまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布・周知を進めてまいります。</p> <p>【国交省】 河川管理者として、河川管理上、支障がある場合、外来生物を防除したり、除去したりしています。 また、防除等を行う際には、地方公共団体や漁業協同組合等と連携し、外来魚の持ち込みや持ち出しを禁止する看板を設置したり、外来魚を回収するボックスを設置したり、あるいは、外来魚対策に関する学習会を行っています。 これらの事例をまとめた「河川における外来魚対策の事例集」を作成し、ダムの管理者等に周知をしています。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。</p>

II 鳥類による食害対策について

R7年度提案書	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案します。</p>	<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p> <p>【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>1 【重点】 カワウによる食害軽減のため、平成26年4月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」目標は達成できず、その達成期限は令和10年度に見直された。</p> <p>この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題(銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など)への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。</p> <p>また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。</p>	<p>カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。</p> <p>このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】 水産庁としても、カワウ被害対策の強化は重要な課題と認識しており、環境省と連携して、これまでに実施してきた取組結果の検証を踏まえて「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方」について取りまとめ、令和6年5月に公表しました。</p> <p>同考え方においては、広域協議会等を活用し、各地域の状況に応じ、捕獲・繁殖抑制対策の強化、内水面漁業被害対策の強化を戦略的に実施することとしています。</p> <p>この考え方を踏まえ、令和7年度においては銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証や、被害防止のための石倉設置等を推進することとしています。</p> <p>本年3月には環境省通知「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部経路及び運用方法について」が一部改正され、「人の生命、身体に危険を及ぼす恐れが解消されている場所は同法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される」ことが示されたため、これまで銃器による駆除が困難とされてきた場所においても銃器による駆除が進むことを期待しています。</p> <p>目標の達成に向け、引き続き環境省や広域協議会等と連携しながらこれらの取組を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 環境省及び水産庁では、「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」目標年度を令和10年度まで延長し、さらなるカワウ被害対策の強化を図ることとしています。</p> <p>具体的には、これまでの取組を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャープシューティングによる集中的かつ効果的な親鳥捕獲の実施 ・銃器使用が困難な場所での捕獲技術の開発・実証 ・ドローンによる孵化抑制や巣立ち離捕獲等による繁殖抑制の継続 <p>といった対策を強化することに等により、達成を図ることとしております。</p> <p>その一環として、環境省では、令和5年度から滋賀県と連携して、滋賀県高島市のカワウの大規模繁殖地において、シャープシューティングによる効果的・効率的な捕獲手法の検討を行うためのモデル事業を実施しております。</p> <p>引き続き、水産庁と連携して、半減目標の達成に向けて、対策の強化に取り組んでまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 カワウによる食害軽減のため、平成26年4月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」目標は達成できず、その達成期限は令和10年度に見直された。</p> <p>この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題(銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など)への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。</p> <p>また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。</p>
<p>2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。</p> <p>また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。</p> <p>また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成29年度より「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。</p> <p>本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止手法等の技術については、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しています。</p> <p>このような技術・情報の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターが実施する「全国鳥類繁殖分布調査(2016年～2021年)」等において繁殖状況を把握しており、アオサギは全国的に分布が拡大する一方で、コサギやアマサギの分布は縮小していると承知しています。</p> <p>内水面漁業被害の防止を目的としたサギ類の効率的な防除対策については、水産庁において検討されており、引き続き水産庁と連携して適切な状況の把握に努めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。</p> <p>また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>
<p>3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、カワウ等の被害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.2億円を措置しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】 内水面漁業被害防止対策の予算確保については水産庁において行われており、技術的側面では引き続き連携しながら対応を進めます。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>

Ⅲ 魚病対策について

R7年度提案書	R8年度提案書(8/29時点)
<p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。</p> <p>同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。</p> <p>同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>【重点】 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>	<p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>	<p>【農水省】 アユの疾病については、冷水病とエドワジエラ症を含めた「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきております。この指針は農水省のホームページでも公開しております。</p> <p>冷水病については、令和6年に天然水域で15都道県、養殖場では9県で発生していますが、ピークの平成13～15年頃と比べても、近年は下げ止まっていると承知しています。</p> <p>また、「水産防疫対策委託事業」において、アユ漁場及び養殖場の症例から分離された冷水病原菌の収集・遺伝子型分類を行い、病害性と関係についての研究も継続して実施していく予定です。</p> <p>エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和6年に天然河川において3県、アユ放流種苗で5県、養殖アユでは1県で保菌が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要がありますと考えていますので、毎年調査を実施してまいります。</p> <p>また、「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」について魚類防疫技術書としてとりまとめ、ホームページにて公表しています。</p> <p>効く薬については、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として、フロルフェニコール製剤が使用可能です。平成29年から使用可能となっております。</p> <p>環境DNA解析について、例年、要望されていることと認識しておりますが、河川内での冷水病原菌の時空間的な変遷や分布の把握については、その手法の合理性や効果的な実施方法について関係県と議論を深めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>
<p>KHV病発生から20年が経過している。感染水域拡大により深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すこと。</p>	<p>KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。</p>	<p>【農水省】 近年のKHV病の発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で初めてKHVが確認された当時と比較して大幅に減少しています。本年は、全日現在で2件、昨年は23件でした。昨年は同じ時期で10件発生してまいりました。</p> <p>令和6年においては、既発生水域の養殖場から108施設の養殖場や加工場へ804トンの食用コイが移動したと認識しています。令和5年は66施設でしたが、108施設まで増えたことと承知しています。</p> <p>関係都道府県からの要望を受け、水産技術研究所が、「コイ放流試験技術連絡協議会」を設け、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染コイを用いた既発生河川での暴露試験を行っています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視しながら、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれましては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移殖・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>KHV病発生から20年が経過している。感染水域拡大により深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すこと。</p>
<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発は、市場規模の小さい魚種では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正された。</p> <p>しかしながら、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めることから、多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</p>	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</p>	<p>【農水省】 承認できるワクチンにDNA ワクチン、サブユニットワクチンを令和5年7月から追加しています。</p> <p>DNAワクチンの開発・実用化については、「水産防疫対策委託事業」により、JHNのDNAワクチンの基礎研究「養殖養成産産化提案公募型委託事業」により国内初のサケマス類用JHN-DNAワクチンの実用化の取組、また、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業」によりDNAワクチン開発のための期間短縮・コスト削減に係る基礎技術の研究へ支援しているところです。</p> <p>水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、引き続き「水産防疫対策委託事業」ほか各事業により支援してまいります。</p> <p>さらに、魚種をまとめたワクチンの承認が可能になるかについても、引き続き検討してまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発は、市場規模の小さい魚種では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正された。</p> <p>しかしながら、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めることから、多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</p>

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R7年度提案書		R8年度提案素案(8/29時点)	
<p>【趣旨】 平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。</p> <p>河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>R7年度と同文</p> <p>【趣旨】 平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。 河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>1 【重点】(3→1) 近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p>	<p>大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p>	<p>【農水省】 土地改良事業により河川工作物である頭首工の新設・更新を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 また、魚道が未整備、または魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っています。 災害復旧事業においては、被災施設を自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能です。また、頭首工を原形復旧することで、魚類の遡上が困難となる場合には、魚道を新設することが可能です。 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】 日本では、大型台風、集中豪雨などにより、水災害が頻発化・激甚化しています。現在の治水計画を、過去の降雨実績に基づくものから、気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに見直しているところです。そういった中で、堤防の整備などの治水対策の強化を図っており、大規模災害に強い川づくりを進めていくことにつながると認識しています。 災害復旧も含め、河川整備及び改修の実施に当たっては、魚類にとっても良好な河川環境となるよう、川が本来有している、生物の生息・生育・繁殖環境を保全、創出するために、多自然川づくりを推進しております。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>2 【重点】 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。</p> <p>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。</p>	<p>河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。</p> <p>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。</p>	<p>【農水省】 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出、流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置を計画中です。</p> <p>また、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において森林整備・保全を行う「漁場保全の森づくり事業」を、昨年度は10都道府県で70件を行いました。このようなものにも取り組んでいるところであります。</p> <p>さらに、森林計画制度の下で市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能・土壌保全機能や水源涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により、適正な造林・保育・伐採等の森林施策を確保しているところであります。とりわけ、伐採造林届出制度においては、令和4年度より、適正な伐採と更新の確保のために、伐採後の報告の追加等の対策に取り組んでいるところであります。</p> <p>これらの土砂等の流出防止対策を講じているほか、漁場における土砂や流木等の流入が発生した場合、河川・湖沼であれば河川管理者への御相談が基本となりますが、水産庁の事業である「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」の活用も可能となっております。</p> <p>今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいります。</p> <p>【国交省】 河川管理者として、総合的な土砂管理、適切な維持流量の確保及び多自然川づくり等の取組を続け、河川環境の保全に努めてまいります。また、河川管理上の支障となる場合、土砂及び流木等の除去にも努めてまいります。</p> <p>河川環境にとって望ましい流量の確保については、「河川流況モニタリング」を継続的に実施しております。また、ダムからの流水の正常な機能を維持するための補給を行うほか、必要に応じて、関係機関と連携し、水利用の調整等を行っております。</p> <p>さらに、一部のダムにおいては、ダム下流の河川の環境改善を目的とし、関係者や学識経験者等から成る検討会を設置しております。洪水調整に支障を及ぼさない範囲で、洪水調整容量の一部に流水を貯留し、これを効果的に放流する等の弾力的な運用を実施しております。引き続き、モニタリングや様々な検討を行いながら、河川環境にとって望ましい流量の確保に努めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。</p> <p>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>3 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。</p> <p>また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。</p>	<p>水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。</p> <p>特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。速やかに国は水生生物への影響を的確に調査するとともに実効性のある対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料は、使用後の被膜殻がほ場から流出するなど、環境汚染の要因となること指摘されています。 このため、農林水産省では、被膜殻の効果的な流出防止対策を検討するため、令和5年度までに流出実態調査を実施したところです。これを踏まえ、JAなど農業団体等において様々な現場指導が行われております。</p> <p>その他、生産現場における被覆殻流出防止に向けた技術に関する実証を支援し、都道府県や農業団体などの参加の下、面的な指導の強化に向けた対応を進めているところです。</p> <p>また、全農等の肥料関係団体では、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業をすることを目標とした取組方針を公表しており、農林水産省としては、その実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など、現場の取組を後押ししてまいります。</p> <p>農業取締法に基づき登録された農業による魚類などの水生生物への影響については、環境省において、河川等の水生生物に被害が生じないよう登録基準を設定の上、管理しており、農業を定められた使用方法を守って使用する限り、問題が生じることはないものと考えております。</p> <p>なお、農業取締法には、最新の科学的知見に基づき、全ての登録農業の安全性を定期的に再評価する制度が導入されており、順次、再評価の手続きを進めているところです。</p> <p>この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても、改めて評価を行うこととなっており、再評価の結果に基づき、農業の安全性の一層の向上を図ってまいります。</p> <p>【環境省】 農業については、農業取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣による登録を受けなければ、製造、販売等ができません。環境省では、環境保全の観点から、個別の農業ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めています。</p> <p>また、現在、すでに登録されている農業について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き、農業の安全確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>被覆に使用されているような小さなプラスチックは一般的にマイクロプラスチックと呼ばれ、環境中に流出してしまうと回収が困難です。</p> <p>環境省では、こうしたマイクロプラスチックの流出防止に向けて、実態把握が重要と考えており、河川・湖上におけるマイクロプラスチックのガイドラインの策定、海への流出量の推計手法の検討、水生生物への影響のリスク評価手法の検討を行っています。また、代替素材の開発支援も実施しているところです。</p> <p>引き続き、農林水産省とも連携し、実態の把握や代替素材の開発、関係者に対するマイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めてまいります。</p> <p>これまでに水生生物の保全にかかる生活環境項目の環境基準として「亜鉛」等の項目を設定しております。</p> <p>また、水生生物の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として、平成28年3月に「底層溶存酸素量」を湖沼等の新たな環境基準項目として設定しました。</p> <p>環境基準や排水基準の設定については、今後水生生物の保全の観点も含む科学的知見の集積に努め、検討してまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。</p> <p>また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。</p>
<p>4 オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。</p> <p>このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p>	<p>オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 ミズワタクチビルケイソウについては、令和3年度から水産庁委託事業により生息状況の調査や、除藻手法・判別手法の開発を実施し、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取り組み、令和6年2月に公表しました。令和7年度においても引き続き、繁茂要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしております。</p> <p>ミズワタクチビルケイソウは、自然環境下で繁殖した場合は抜本的な対策が困難であることから、生息域が拡大しないよう、ミズワタクチビルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等、対策を講じるよう呼びかけており、引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組みしていきたいと考えています。</p> <p>また、その他の藻類への対応については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら必要な対応を検討してまいります。</p> <p>【国土省】 河川管理者として、河川管理上の支障となる場合に、外来植物の防除・除去等に取り組んでおります。引き続き、市町村や都道府県の関係部局と連携し、外来植物の対策に取り組んでまいります。</p> <p>ナガエツルノゲイトウ及びオオバナミズキンバイについては、「地域と連携した河川における外来植物対策のハンドブックの増補版」を令和7年4月に公表しており、2種を含めた外来植物計10種を追加するとともに、河川管理者と地域、関係機関が連携した防除事例の情報提供を行っております。</p> <p>【環境省】 オオカナダモについては、特に対策が必要な外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」に掲載しており、逸出の防止等、適切な行動を広く国民に呼びかけているところです。</p> <p>ミズワタクチビルケイソウとカワシオグサについては、外来生物法に基づき特定外来生物には指定されていませんが、必要な情報収集を行っております。</p> <p>なお、防除方法の開発事例としては、環境研究総合推進費によりオオミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法に係るマニュアルを作成したほか、当省も協力し、農林水産省が策定した「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」が令和5年3月に更新されたところです。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。</p> <p>このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>5 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。</p> <p>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>	<p>多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、「漁場生産力・水産多面的機能強化策実施計画」により、内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。</p> <p>また同事業対策として、児童生徒を対象とした自然体験学習や、一般の方を対象に環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催するなどし、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、この取組を推進してまいります。</p> <p>加えて、内水面では同「水辺において、漁業や資源増強の取組、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための「協議会」を設置することが可能であることが内水面漁業振興法で定められているところ、河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該協議会を活用いただくとともに、水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えています。</p> <p>【国交省】</p> <p>各河川事務局において、水生生物調査や水質調査等の現地学習を実施しており、これらを通じて、環境教育を推進しております。引き続き、子供たちが河川で学ぶ機会を創出できるよう、関係機関と連携し、取組を進めてまいります。</p> <p>また、河川管理上で必要な場合、関係機関等との連携の上、河川管理用通路やスロープの整備等、水辺にアクセスしやすい環境整備を行っております。</p> <p>河川の利用マナーについては、立ち止による啓発や河川巡視等による対策を行っております。</p> <p>【環境省】</p> <p>自然環境保全の重要性については、例えば、2030生物多様性枠組実現日本会議(とGBF)において、関係省庁(農水省、国交省等)とも連携し、企業や国民に対して具体的な行動啓発や連携を促すべく、様々なフォーラム、イベント等の開催や、普及啓発ツール等の作成等を通じて、情報発信に努めているところです。</p> <p>地方環境事務所では、各地域のニーズや事情も踏まえながら、自然観察会の開催等をこれまでしておりますが、今後も引き続きこうした啓発活動を展開してまいります。</p> <p>平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画において、外来種対策の更なる充実及び管理体制の強化を図り、国内の多様な主体による外来種対策の更なる推進及び関係機関における国際自然保護に関する取組の観点から、当面「作業を進め、令和7年3月「外来種被害防止行動計画第2版」を策定しました。普及啓発に当たっては、外来種問題の存在に気づき、徹底的な外来種が様々な被害をもたらしている存在であることや、すべての国民が外来種問題の当事者になる可能性があり、外来種問題は自分事であることを伝え、認識してもらい、その上で、日常的に意識すべき具体的な行動を例示し、対策についての具体的な行動につなげていきたいと考えています。</p> <p>具体的には、チラシ等の配布やイベントへの参画を始めとする関係機関との連携等の取組に加え、環境省のウェブサイトやSNS等、多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携するなど、様々な場所や機会を通じて普及啓発を行っていきたくと考えています。</p> <p>【文科省】</p> <p>豊かな環境を維持創出しながら持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針の趣旨に基づきまして、環境省をはじめとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところです。大きな動きとしては基本方針が令和6年5月に改定され、この中で、自然体験活動の重要性について改めて強調しています。加えて、環境教育の推進に関する事務連絡を改定の日に合わせて発出しました。さらに文部科学省から配信しているメルマガ等の活用や、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。引き続き関係省庁と連携した環境教育の取組をしっかりと進めていきたいと考えています。</p> <p>学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきまちは、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然のつくりかたに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定しています。その内容の取り扱いは、気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダ者となる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところがございます。また学校におけるアガミガメやアメリカザリガメの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえ、令和6年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思っております。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。</p> <p>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>6 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>【農水省】 農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて、取水する水深を変える運用である選択取水等を行ってきているところですが、引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>【国交省】 国土交通省管轄のダムにおいては、必要に応じて、対策設備を設置しております。また、洪水後に、どの程度の濁水が出ているか等の調査を行っております。引き続き、地元と協議の上、設備の運用改善や追加設備の必要性等を検討するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>また、川床の低下やアーマー化については、下流関係者と調整を図りながら、ダム貯水池に堆積している土砂を下流河道へ置土し、土砂還元の取組などを進めてまいります。</p> <p>河川の水産生物については、ダム下流も含め「河川水辺の国勢調査」等においてモニタリングに努めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>
<p>7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>	<p>天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、令和5年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」において、地球温暖化による影響も踏まえて、流下時の河川環境や海域生活期に着目した遡上量予測技術の開発等を進めています。</p> <p>また、「浜の活力再生・成長促進交付金」により、都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。</p> <p>引き続き、世の中のニーズや研究現場からのご提案等を踏まえつつ必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>
<p>8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、「資源回復のための種苗育成・放流事業」において、豪雨災害等により変化した内水面漁場に適用できる環境改善技術の開発等を行っているところです。</p> <p>今後とも、関係者と連携しつつ、気候変動の影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>【環境省】 環境省からは、気候変動の影響の知見の整理の観点から回答します。環境省では、気候変動適応法に基づき、最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとしており、直近では令和2年12月に公表しています。気候変動影響の評価は、農林水産業分野や健康分野など、7分野を対象としており、現在、次期影響評価に向けて、内水面漁業も含む、農林水産業への影響に関する論文などの科学的知見の収集・整理を行っているところです。次期気候変動影響評価のとりまとめは、令和7年冬頃を予定しています。</p> <p>内水面漁業に関する気候変動影響についての研究や具体的な適応策の検討・実施については、農林水産省が所管しています。環境省は、気候変動適応計画の事務局として、政府の適応策全体を推進・進捗管理する立場です。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</p>

V 放射性物質による汚染対策について

R7年度提案書		R8年度提案素案(8/29時点)	
<p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>R7年度と同文</p> <p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>1 【重点】(2→1) 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。</p>	<p>河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、福島第一原発の事故直後から淡水域、海域ともに水産物中の放射性物質検査を実施しています。河川や湖沼における水産物中の放射性物質の濃度は時間の経過とともに減少しており、海面と同様です。検査結果については、全て水産庁のホームページに掲載しています。また、掲載するだけでなく、様々なイベントで検査結果の周知もしており、一般の方々にも周知する取組を続けています。 周知を継続する理由としては、昨年度もお話しましたが、やはり原発事故直後で、情報が止まってしまっている方がいらつやいますので、水産物中の放射性物質濃度は、事故から14年経過しており、下がっていて、検査結果も検出限界未満である旨の周知を実施しているところ。これは引き続き継続していきたいと考えています。 あとは、未だに流通できない魚種がありますが、昨年度の意見交換会の際には、栃木県の中禅寺湖の解除に向けて、栃木県と一緒にモニタリングしているという話をさせていただき、無事に採捕の自粛が解除になり、こういった取組を進めています。今後とも県の自粛等で出荷制限がかかっている県の方々には、引き続き相談し、解除に向けて都道府県と一緒に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>【環境省】 河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質濃度対処特別措置法に基づく除染の対象としていません。 ウェブサイトで解説を掲載するなど、これまででも情報発信をしてきたところです。今後の問合せに対しても必要な説明に努めていきます。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。</p>

2	<p>淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>【農水省】 モニタリングについては、引き続き実施できるように、予算要求をしていきたいと考えております。検査結果についても、正確な情報提供に努めてまいります。 降雨等による影響把握という御要望いただいております。こちらも環境省から回答があったと思いますが、先月福島県の現場を回らせていただき浪江町から同様の要望がありました。 例えば、帰還困難区域の山林から、放射性物質を含んだ土壌の汚染は減少傾向にあるものの、大雨の影響でため池に再度流れ込んでしまい、汚染が繰り返されるというお話は聞いております。農水省としては、例えば、山林内の放射性物質の抑制のため、土壌流出の防止策についての事業を実施しておりますので、引き続きしっかりと対応していきたいと考えています。</p> <p>【環境省】 環境省では、ICRP(国際放射線防護委員会)が定める考え方に従い、淡水魚類ではメダカについて放射線影響調査を実施しております。最新の調査(令和6年度)では、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値となりましたが、本評価はより大きな影響が生じうる条件を設定して計算した保守的な推定を行ったものであり、実際にこのような影響が生じていることを示すものではありません。影響を長期的に把握するための調査を今後も継続してまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>
3	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。</p>	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>	<p>【農水省】 既往の研究として、淡水魚は体内の塩分を保持する機能が働くため、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが研究で分かっています。 国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った、淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によると、魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は、餌の濃度以上にはあがらないこと、魚に取り込まれた放射性セシウムは汚染されていない環境で飼育することで徐々に排出されるということ、河川では放射性物質が滞留しにくいものの、空間線量の高い渓流域やこの周辺陸域からの影響を受けることで、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかになっております。 これらの知見や研究結果を踏まえながら、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むように関係自治体とよく相談してまいります。研究結果については、御協力いただいた漁業団体等に報告して、御要望に応じて、漁業・流通・消費者の各現場を含む他の団体への報告も検討してまいります。 また、本年度は我々のグループに、人事交流で水産研究・教育機構の放射性物質の研究者にも来ていただきました。そういった人の力も借りつつ、現場の方にはしっかりと研究内容を説明ができる体制になっています。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。</p>

VI ウナギの資源回復について

R7年度提案書	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>文言の一部修正</p> <p>【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、 内水面漁業協同組合が種苗放流等の増殖行為に取り組んで おりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を 与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、するなど生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案書	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
<p>1 【重点】 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための育苗育成・放流手法検討事業」を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や、産卵回遊が期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところであります。 今後とも、関係者と連携しつつ、適正な放流手法の確立等に取り組んでまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【重点】 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>
<p>2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。</p>	<p>シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていたが、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。</p>	<p>【農水省】 シラスウナギについては、採捕・流通の適正化を図り資源管理を推進する目的で、採捕者に対して、採捕数量と出荷先ごとの出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合には当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対して助言してきたところであります。 採捕数量の報告が徹底されるよう、正しく報告をしなかった者に対して、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分の強化や、未報告を発生させる要因の再点検等についても都道府県に検討を依頼し、取組の強化を図っています。 また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、フッペンや帽子など現場で確認できるものの着用義務化なども求めているところであります。 改正漁業法において、許可等に基づかず、特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金と大幅に強化され、令和5年12月から適用されているところであります。 密漁防止対策についても、各都道府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携して、情報共有、漁業者による監視、ハトール等の総合的な対策を行っております。引き続き、このような総合的な密漁対策の推進に努めてまいります。 加えて、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることに向け、同法による漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムの開発を支援しているところであります。引き続きシステムの開発、運営支援及び、シラスウナギ流通関係者等へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。 これらの対策の浸透を図り、引き続きシラスウナギ流通の透明化とウナギ資源の管理に取り組んでまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。</p>
<p>3 (4→3) シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。</p>	<p>シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】 毎年同じような話をしているかと思いますが、シラスウナギの大量生産技術の技術開発につきましては、平成26年度から水産庁の委託事業によって、技術開発を行ってきているところでございます。今年も引き続きやっております。社会実装の方は、この水産庁の委託事業を、水産研究教育機構を中心に静岡、愛知、宮崎、鹿児島という現場の盛んな地域の生産研究機関にも入ってコンソーシアムの形でやっていたり、これを進めているところでございます。 親魚の養成、餌やり技術、稚魚の飼育に関する技術について、コンソーシアムの中で行っています。このコンソーシアムには、養殖業者等を含む民間企業も参加しているというところでございまして、この社会実装においてはコンソーシアムを中心に、技術開発の成果の展開を行っていくことを考えています。今の状況としては、秘密保持の観点から、技術移転はコンソーシアムの中でとどめていたんですが、コアな部分として水産だと餌に関する重要な特許が国内登録に至ったということもありまして、今後は幅広く技術移転を行うべく、どういう組織でやっていくかについて検討を進めていきたいと考えています。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。</p>
<p>4 (3→4) ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</p>	<p>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】 平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。 これを契機として、国際的な資源管理の取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕、親うなぎ漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。 今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。 また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しているところであり、産卵に向かうウナギの漁獲抑制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進しているところであります。現在、自主的な取組を含め27都県で実施されているところであり、これらの検討がより進むよう、引き続き、関係者への周知等に努めてまいります。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</p>

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R7年度提案書			R8年度提案素案(8/29時点)
<p>【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。 また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>			<p>R7年度と同文</p> <p>【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。 また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>
R7年度提案書	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案素案(8/29時点)
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	<p>【農水省】 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。 今後、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮されていくことが重要と考えています。 このため、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>	R7年度と同文 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。		R7年度と同文 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

ウ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

東京都内水面漁場管理委員会

I 外来魚対策について

重点項目 1（修正）

II 鳥類による食害対策について

項目 3（修正）

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発

重点項目 1、項目 6、項目 8（修正）

千葉県内水面漁場管理委員会

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発

項目 3（修正）

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	I 外来魚対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	「ニジマス」と「科学的な知見の収集を」の追加、 「啓発の強化についても」の削除
削除又は変更理由	外来種に対する社会的認知度が高まる中、漁業法第127条に定められた「増殖義務」に基づき、漁業協同組合が従来から実施してきたニジマス（産業管理外来種）の義務放流（増殖事業）に対しても、環境保護の観点から疑問の声が高まっています。「ニジマス」を加えるとともに、外来種として生態系への影響が指摘されていますが、ニジマスは在来種であるヤマメ（アマゴ）と比べて釣られやすく、釣り場においては在来種の保護にも一定の役割を果たしていると考えられます。今後も増殖事業が継続でき、放流後の正しい管理が行えるように、科学的な知見を収集していただきたい。また、社会的に漁業協同組合によるニジマスの放流に対し、一定の理解が得られるよう省庁にも対策を講じるよう提案をお願いいたします。 「啓発の強化」については、どちら向きなのか曖昧なため削除願います。
表現を変更する場合の文案	【重点】 (略) 加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、 <u>ニジマス、レイクトラウトやブラントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても科学的な知見の収集を行うこと。</u>

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について（修正）

提案都道府県名 東京都内水面漁場管理委員会

大項目	I 外来魚対策について	
重点項目	1 (提案対象省庁；農林水産省、国土交通省、環境省)	
	全内漁管連提示 提案素案	提案する修正文案
	<p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。</p> <p>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。</p> <p>加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラウントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。</p>	<p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。</p> <p>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。</p> <p>加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、<u>ニジマス</u>、レイクトラウトやブラウントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や<u>科学的な知見の収集</u>を行うこと。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	II 鳥類による食害対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	3 の文末に、河川構造物に対する提案を追加する
削除又は変更理由	大きな河川では、取水用の堰など河川横断構造物によってアユなどの魚類が滞留しやすく、カワウ・サギの餌場やねぐらとなる場合があります。しかし堰はその役割が終わったものも多く構造物の撤去や、巢を作ったり長時間とどまったりできない構造とすることが食害防止の観点から重要です。また、コンクリート護岸が施された河川では河川林がなく、治水のために直線的に改修された単調な河川では魚類が身を隠す場所がありません。これにより、魚類がカワウ等から逃れにくくなっています。農林水産省や環境省のみならず、一級河川の管理者である国土交通省にも積極的に提案を行い、各省庁が連携して総合的な対策を講じる必要があると考えます。
表現を変更する場合の文案	3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 <u>また、食害防止の観点から、役割の終えた河川横断構造物等は撤去や、カワウ・サギ類が採餌しにくい構造へ改修すること。</u>

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る修正意見について

提案都道府県名 東京都内水面漁場管理委員会

大項目	Ⅱ 鳥類による食害対策について	
項目	3 (提案対象省庁：農林水産省、国土交通省、環境省)	
	全内漁管連提示 提案素案	提案する修正文案
<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>		<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p> <p><u>また、食害防止の観点から、役割の終えた河川横断構築物等は撤去やカワウ・サギ類が採餌しにくい構造へ回収すること。</u></p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 東京都

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<p>1 「日陰を作る河畔林の保全や」追加</p> <p>6 「また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水については、実態を調査し、必要な対策を講じること。」追加</p> <p>8 「水温等のモニタリング強化を図り、」追加</p>
削除又は変更理由	<p>濁水と並んで、河川でも高水温が発生しています。生態系への影響では、魚類の分布に変化がおき、冷水を好む在来種（例：アユ、イワナなど）が減少し、温水に強い外来種が増加。繁殖・成長への影響では、高水温が、養殖業においては、産卵や稚魚の生育に悪影響を及ぼしている。また餌となる、水生昆虫の分布変化は、標高の高い場所へ移動する傾向が報告されています（トビケラ類の分布が30年間で平均49m上昇@河川水温の時空的変動とそれが河川生態系に与える影響）。</p> <p>ダムから流出する濁水対策をおこなうとともに、採石場や鉱山などの開発行為も濁水発生に関与しています。これらの事業を監督する経済産業省は、鉱物資源の合理的な開発を優先するあまり、雨天時には、保水力を失った斜面から濁水が発生し、大量に河川へ流入する事例が見られます。開発事業者による濁水防止措置は十分に徹底されておらず、実効性に課題があります。また、漁業者を含む河川利用者が意見を述べる機会や、開発の影響について議論する場が設けられていないのが現状です。</p> <p>日本沿岸では、1964年から1/2国庫補助により都道府県による沖合・沿岸定線観測体制が整備され、水温等の変化をモニタリングできる仕組みがあるため、漁業との関係についても多くの研究事例があります。さらにデータ同化により、各予測モデルの精度向上にもつなげられています。現在一部の河川でも水温や水質、流量などの観測は行われていますが、防災面での利用に限られていることが多い。支流と本流、上流と下流における連続的に捉えるためモニタリング箇所を増やし、全国を網羅するデータベースの整備を進め、気候変動と内水面漁業との関連について研究の加速を図るべきであると考えています。</p>

<p>表現を変更する場合の文案</p>	<p>1 略) 魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育成場、<u>日陰を作る河畔林の保全や捕食者からの隠れ場の確保</u>など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。</p> <p>6 略) ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。<u>また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水については、実態を調査し必要な対策を講じること。</u></p> <p>8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、<u>水温等のモニタリング強化を図り、研究や知見の整理を早急に進め</u>、その適応策について検討を進めること</p>
---------------------	--

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について（修正）

提案都道府県名 東京都内水面漁場管理委員会

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について	
重点項目 1	(提案対象省庁；農林水産省、国土交通省)	
	全内漁管連提示 提案素案	提案する修正文案
	<p>近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。</p> <p>また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力的に進めていくこと。</p>	<p>近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。</p> <p>また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、<u>日陰を作る河畔林の保全</u>や捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力的に進めていくこと。</p>

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について（修正）

提案都道府県名 東京都内水面漁場管理委員会

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について	
項目 6	(提案対象省庁；農林水産省、国土交通省、経済産業省)	
	全内漁管連提示 提案素案	提案する修正文案
	<p>濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p> <p><u>また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水については、実態を調査し必要な対策を講じること。</u></p>

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について（修正）

提案都道県名 東京都内水面漁場管理委員会

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について	
項目 8	(提案対象省庁；農林水産省、環境省)	
	全内漁管連提示	提案する修正文案
<p>気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</p>		<p>気候変動が内水面漁業に与える影響について、<u>水温等のモニタリング強化を図り</u>、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 千葉県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	項目3
削除又は変更理由	<p>環境負荷が大きいと指摘されている殺虫剤やプラスチック被覆された徐放性肥料や除草剤は、内水面ならず海面も含め水生生物にとって大きな影響を及ぼす懸念があり、早急な対策が必要な状況にある。</p> <p>しかしながら、令和6年度の国の対応状況は実態調査に留まっており、対応策に関してはJAなど農業団体の現場対応任せとなっており、事の重要性、逼迫性が感じられない。</p> <p>このことから、国の主体ある対応を求める必要があると考え、要請文の修文を提案するものである。</p>
表現を変更する場合の文案	<p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。</p> <p>国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供すること。そして、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること</p>

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る意見について（修正）

提案都道県名 千葉県内水面漁場管理委員会

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について	
項目 3	(提案対象省庁；農林水産省、環境省)	
	全内漁管連提示	提案する修正文案
<p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である 3 月から 6 月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。</p> <p>(略)</p>		<p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料<u>並びに</u>除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である 3 月から 6 月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を<u>的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供すること。そして、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。</u></p> <p>(略)</p>

(3) 次回東日本ブロック協議会幹事県について

全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会 開催予定（案）

			R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
東 日 本 ブ ロ ッ ク	旧 北 海 道 ・ 東 北	北海道					議事録 署名		
		青森県						議事録 署名	
		岩手県			協議会 開催				
		宮城県	議事録 署名						
		秋田県		議事録 署名			協議会 開催		
		山形県	協議会 開催		議事録 署名				
	福島県					議事録 署名			
	旧 関 東	茨城県					協議会 開催	議事録 署名	
		栃木県					議事録 署名		
		群馬県							協議会 開催
		千葉県	議事録 署名	協議会 開催					議事録 署名
		東京都		議事録 署名					
神奈川県					議事録 署名				